



# 福島県の 農地整備事業

令和4年度

福島県農林水産部農村基盤整備課

# 農地整備事業とは

## 農業生産の低コスト化

ほ場(水田)の一枚一枚に用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形し、湿田は乾田化することで**大型農業機械の導入**や**機械の効率的稼働が可能**になるとともに、大切な資源である水の合理的な管理ができ、**労働時間が大幅に短縮**されます。

## 耕地の汎用化と高度利用

排水路の整備、暗渠排水、客土などを行うことで、水田が稲作にも畑作にも利用できるようになり(汎用化)、**水田に麦・大豆などの畑作物の導入が可能**になることから、農家が需要に応じた作物を生産できるようになります。

## 耕地の集団化と連担的作業条件の形成

ほ場整備と同時に実施される「換地」により、小規模で分散している**農地が集団化**され、**農作業が効率的に行える**ようになります。また、農地を貸し出すなどの農地の流動化や農作業の受委託を進めることで、農業機械の効率的稼働が可能となる**連担的作業条件**(隣接するほ場間で、水路により機械的作業が中断されないよう、農道や畦畔を境に隣接しているほ場)が形成され、飛躍的な**労働生産性の向上**が期待されます。

## 農地の流動化と経営規模の拡大

農業従事者の急速な高齢化が進行する中で、農地を担い手に貸し出したい農家が増大しています。しかし、農地が未整備であると借り手となる農家の営農条件と合致しないことから、農地の流動化が進展しません。そこで、**ほ場整備を実施することで農地の流動化が進展**するとともに、整備後にも引き続き流動化が進展することが確認されています。

## 農村生活環境の改善

農村は生産の場であると同時に生活の場でもあるため、ほ場整備により整備された**農道は、通学、通勤路などの生活道路としても利用**でき、また、整備された排水路も地域全体の排水能力を向上させ、**大雨時の湛水被害の軽減**にも役立っています。

ほ場整備前と整備後の概念図



[整備前]



[整備後]





# 農地整備事業における事業の変遷

## 昭和38年

### ○ほ場整備事業の創設

食料増産を背景に、経営規模の拡大や営農機械の導入を目的とした近代農業への転換のため、区画整理の国庫補助事業が成立。当時は30a区画を標準区画として整備。

## 平成2年

### ○低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業

営農機械の大型化が進んだことから、更なる低コスト営農実現のため1 ha以上の大区画化ほ場の整備により、農地利用集積を推進。

## 平成15年

### ○経営体育成基盤整備事業

担い手への農地利用集積を一層重視した事業となり、将来の農業生産を担う担い手(農業経営体)の育成を図るため、担い手数や農地利用集積率の向上を要件とした事業として実施。

## 平成24年

### ○戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業

農業者戸別所得補償制度の円滑な実施を図るため、麦、大豆、飼料作物等の戦略作物や地域振興作物の生産性を向上させることを目的に、地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を実施。

## 平成25年

### ○農業競争力強化基盤整備事業

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等を図るため、競争力のある「攻めの農業」の展開を図るため、農地整備のほか、農業水利施設や農地防災施設を整備。

## 平成30年～

### ○農業競争力強化基盤整備事業

#### ①農業競争力強化農地整備事業

T P P 対策等として、米の生産コスト削減や高収益作物の導入を推進。

#### ②農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地の借り手と貸し手の需給調整を担う農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず農地の大区画化を整備する事業を新たに創設。

#### ③水利施設等保全高度化事業

担い手への農地集積、集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象に、水利施設のICT化等、効率化・省力化を図るための整備を実施。

(※上記のほか、令和2年度からは、国土強靱化対策として田んぼダムによる流域治水など風水害や地震等への対策、予防保全に向けたインフラ施設の老朽化対策などとの連携も推進。)



# ハード整備事業の概要

事業名	農業競争力強化農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	農山漁村地域整備交付金																												
事業関係	農地の整備をはじめとする生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に整備する事業を実施します。	農地中間管理機構が借受けている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施します。	県、市町村が策定する農山漁村地域整備計画（農・林・水にわたがる総合的な事業計画）に位置づけ事業を実施します。																												
採択要件	1. 受益面積20ha以上 2. 次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと <b>(1)一般型</b> 担い手農地利用集積率の増加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業開始時</th> <th>事業完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>40%～50%</td> <td>10ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>50%～55%</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>55%～90%</td> <td>5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>90%～95%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>採択時以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業開始時	事業完了時	40%未満	50%以上	40%～50%	10ポイント以上増加	50%～55%	60%以上	55%～90%	5ポイント以上増加	90%～95%	95%以上	95%以上	採択時以上	1. 受益面積10ha以上(中山間地域では5ha以上) 2. 各団地は連担化した農地で1ha以上(中山間地域及び樹園地では0.5ha以上) 3. すべての受益地で農地中間管理権を15年以上設定 4. 受益地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 5. 担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ事業開始前から50%以上向上 6. 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上(事業実施農地の販売額が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減され、かつ米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ること)	1. 受益面積20ha以上 2. 次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと <b>(1)一般型</b> 担い手農地利用集積率の増加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業開始時</th> <th>事業完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>20%～50%</td> <td>10ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>50%～55%</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>55%～90%</td> <td>5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>90%～95%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>採択時以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業開始時	事業完了時	20%未満	30%以上	20%～50%	10ポイント以上増加	50%～55%	60%以上	55%～90%	5ポイント以上増加	90%～95%	95%以上	95%以上	採択時以上
	事業開始時	事業完了時																													
	40%未満	50%以上																													
	40%～50%	10ポイント以上増加																													
50%～55%	60%以上																														
55%～90%	5ポイント以上増加																														
90%～95%	95%以上																														
95%以上	採択時以上																														
事業開始時	事業完了時																														
20%未満	30%以上																														
20%～50%	10ポイント以上増加																														
50%～55%	60%以上																														
55%～90%	5ポイント以上増加																														
90%～95%	95%以上																														
95%以上	採択時以上																														
<b>(2)面的集積型</b> 担い手農地集約化率の増加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業開始時</th> <th>事業完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23%未満</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>23%～35%</td> <td>7ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>35%～38.5%</td> <td>42%以上</td> </tr> <tr> <td>38.5%～63%</td> <td>3.5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>63%～66.5%</td> <td>66.5%以上</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>採択時以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業開始時	事業完了時	23%未満	30%以上	23%～35%	7ポイント以上増加	35%～38.5%	42%以上	38.5%～63%	3.5ポイント以上増加	63%～66.5%	66.5%以上	66.5%以上	採択時以上	※5を達成できない場合は、6又は作物生産額(主食用米を除く。以下同じ。)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すること。又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額がおおむね50%以上増加すること。	<b>(2)面的集積型</b> 担い手農地集約化率の増加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業開始時</th> <th>事業完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13%未満</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>13%～35%</td> <td>7ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>35%～38.5%</td> <td>42%以上</td> </tr> <tr> <td>38.5%～63%</td> <td>3.5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>63%～66.5%</td> <td>66.5%以上</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>採択時以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業開始時	事業完了時	13%未満	20%以上	13%～35%	7ポイント以上増加	35%～38.5%	42%以上	38.5%～63%	3.5ポイント以上増加	63%～66.5%	66.5%以上	66.5%以上	採択時以上	
事業開始時	事業完了時																														
23%未満	30%以上																														
23%～35%	7ポイント以上増加																														
35%～38.5%	42%以上																														
38.5%～63%	3.5ポイント以上増加																														
63%～66.5%	66.5%以上																														
66.5%以上	採択時以上																														
事業開始時	事業完了時																														
13%未満	20%以上																														
13%～35%	7ポイント以上増加																														
35%～38.5%	42%以上																														
38.5%～63%	3.5ポイント以上増加																														
63%～66.5%	66.5%以上																														
66.5%以上	採択時以上																														
<b>(3)法人育成型</b> 事業完了時点において、一定条件を満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。		<b>(3)法人育成型</b> 事業完了時点において、一定条件を満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。																													
取組可能な主な促進事業	◆平成26年度まで採択地区 <b>A</b> 高度経営体集積促進事業 特定高度経営体集積促進事業 <b>B</b> 高度経営体面的集積促進事業 <b>C</b> 中心経営体農地集積促進事業 <b>D C</b> に集約化加算がある場合 ◆平成27年度以降採択地区 <b>C</b> 中心経営体農地集積促進事業 <b>D C</b> に集約化加算がある場合 ※右の「ソフト事業(福島県経営体育成促進事業)の概要」をご参照ください。	◆平成26年度まで採択地区 <b>A</b> 高度経営体集積促進事業 特定高度経営体集積促進事業 <b>B</b> 高度経営体面的集積促進事業 <b>E</b> 中心経営体農地集積促進事業 ◆平成27年度以降採択地区 <b>E</b> 中心経営体農地集積促進事業 ※右の「ソフト事業(福島県経営体育成促進事業)の概要」をご参照ください。																													

※この内容は令和4年3月末時点のものです。変更されることがありますのでご了承ください。



# ハード整備事業一覧（復旧・復興関連事業）

事業名 **福島再生加速化交付金**

事業概要 避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域等を含む12市町村を対象として事業を実施します。

1. 受益面積20ha以上  
 2. 次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと

(1)一般型  
 担い手農地利用集積率の増加

事業開始時	事業完了時
20%未満	30%以上
20%～50%	10ポイント以上増加
50%～55%	60%以上
55%～90%	5ポイント以上増加
90%～95%	95%以上
95%以上	採択時以上

(2)面的集積型  
 担い手農地集約化率の増加

事業開始時	事業完了時
13%未満	20%以上
13%～35%	7ポイント以上増加
35%～38.5%	42%以上
38.5%～63%	3.5ポイント以上増加
63%～66.5%	66.5%以上
66.5%以上	採択時以上

(3)法人育成型  
 事業完了時点において、一定条件を満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

取組可能な主な促進事業

**A** 高度経営体集積促進事業  
 特定高度経営体集積促進事業  
**B** 高度経営体的集積促進事業

※右の「ソフト事業(福島県経営体育成促進事業)の概要」をご参照ください。

## ※復旧・復興関連事業について

平成23年東日本大震災からの復旧・復興にかかる農業農村整備事業は、次の地域で3事業(※)を実施してきました。  
 (※①・②の予算措置自体は令和2年度で終了。)

- 凡例
- ①東日本大震災復興交付金 ■
  - ②農村地域復興再生基盤総合整備事業 ■
  - ③福島再生加速化交付金 ■



**農村地域復興再生基盤総合整備事業**  
 (放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された市町村を対象とした事業)  
**14地区(934ha)**

**東日本大震災復興交付金**  
 (津波被害が50%以上の地域を対象とした事業)  
**5地区(552ha)**



# ソフト事業(福島県経営体育成促進事業)の概要 ①

ソフト事業は主に以下の3つの事業が実施できます。

## 1. 指導事業

県の行う下記活動事務費の補助

- ①事業の普及啓発
- ②実施状況の確認及び報告
- ③土地利用調整及び収益性向上に資する営農展開等を推進するための市町村・土地改良区等への指導助言

## 2. 調査・調整事業

市町村・土地改良区の行う下記活動事務費の補助

- ①関係農家の意向調査
- ②土地利用調整活動
- ③関係機関との調整
- ④農業機械の利用再編に関する活動
- ⑤営農指導に関する活動
- ⑥農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- ⑦作物別の作付面積、単収・単価等の調査(農地中間管理機構関連農地整備事業に限る。)
- ⑧その他農地の流動化に関する活動

## 3. 促進事業

ハード事業を通じて確保された生産性の高い農地を、高度経営体、特定高度経営体、中心経営体へ一定以上集積することを促進するため、集積向上率や農地集積率等に応じて促進費を交付し、支援する事業。

## 4. 促進事業の種類

ハード整備と併せて取組可能な促進事業と交付率は以下のとおりです。

※交付率により交付限度額を算定します。

促進事業名	A			
	高度経営体集積促進事業		特定高度経営体集積促進事業	
交付率	高度経営体集積向上率	交付率	特定高度経営体集積率	交付率
	20%以上25%未満	2.0%	20%以上30%未満	1.0%
	25%以上30%未満	2.5%	30%以上40%未満	1.5%
	30%以上35%未満	3.0%	40%以上50%未満	2.0%
	35%以上40%未満	3.5%	50%以上	2.5%
	40%以上45%未満	4.0%	※上記の交付率が高度経営体集積促進事業交付率に加算されます。	
	45%以上50%未満	4.5%		
	50%以上	5.0%		
促進費算定の対象となる経営体	高度経営体		特定高度経営体	



## ソフト事業(福島県経営体育成促進事業)の概要②

促進事業名	B 高度経営体面的集積促進事業	
交付率	高度経営体面的集積向上率	交付率
	15%以上20%未満	2.0%
	20%以上27.5%未満	2.5%
	27.5%以上35%未満	3.0%
	35%以上40%未満	3.5%
	40%以上45%未満	4.0%
	45%以上50%未満	5.0%
	50%以上55%未満	6.0%
55%以上60%未満	7.0%	
60%以上	7.5%	
促進費算定の対象となる経営体	高度経営体	



促進事業名	C 中心経営体農地集積促進事業				E 中心経営体農地集積促進事業	
	中心経営体集積率	交付率①	D 集約化加算		中心経営体集積率	交付率
交付率			55%~65%	5.5%		
	65%~75%	6.5%	+2.0%	8.5%	45%~55%	4.5%
	75%~85%	7.5%	+3.0%	10.5%	55%~65%	5.5%
	85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%	65%~75%	6.5%
					75%以上	7.5%
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">           ※中心経営体に集積する面積の8割以上を集約化(面的集積)する場合に、中心経営体集積率に応じた交付率①に②が加算されます。         </div>						
促進費算定の対象となる経営体	中心経営体				中心経営体	

### ◆経営体の種類◆

高度経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営農用地4ha以上の環境規範を遵守する認定農業者</li> <li>○経営農用地7ha以上の特定農業団体</li> <li>○その他市町村長が特に認める担い手</li> </ul> ほか
特定高度経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営農用地10ha以上の認定農業者</li> <li>○経営農用地25ha以上の法人、特定農業団体(一戸一法人を除く)</li> </ul> ほか
中心経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人・農地プランに位置づけられる今後地域を支える「地域の中心となる経営体」</li> </ul> ほか



# 事業採択までの流れ

## 調査地区 申請まで

### ほ場整備構想の策定・調査地区申請

ほ場整備を実施するためには、事業予定区域の調査申請を行います。調査申請のためには、事業予定区域、担い手は誰にするのか、担い手へどのように集積・集約化を図るのか、何をどのくらい作付けして収益をあげるのかなど、将来の営農構想を関係者で話し合いを重ね、地域農業の未来地図を描きながら、合意形成を図る必要があります。地域で調査の意向がまとまれば、土地改良区、市町村を通じ、県へ調査申請を行います。

## 1年目

### 調査地区決定～1年目調査

調査地区に決定されると、県や市町村がほ場整備実施に必要な調査を行います。通常、調査は2カ年をかけて行います。1年目は、既存の地形図の更新作業や、土壌調査、現況の水系調査等、事業計画作成に必要な基礎調査を実施します。

## 2年目

### 調査2年目

調査2年目では、ほ場の区画計画、用排水計画、道路計画等を定めるとともに、事業効果を算定し、全体事業計画を策定します。換地については、換地設計基準を決めて換地計画素案の作成を行います。また、地域の将来の営農計画として、作付体系計画や農地集積計画を定め、担い手育成のための促進計画をこの時期までに固めて作成しておく必要があります。

## 3年目

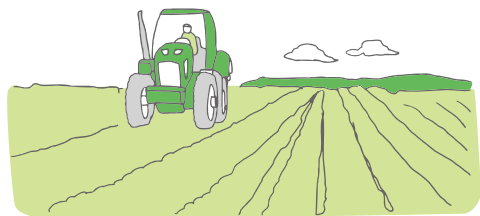
### 事業申請

採択申請を受けるにあたり、事業計画について国の事前審査を受けます。

## 4年目

### 事業採択

国への事業採択申請をした後、土地改良法の手続きを開始します。土地改良法の手続きでは、関係農業者全員の同意徴集を行うとともに、市町村や関係する機関から事業の同意を得て、事業計画を確定させます。国からの事業採択並びに事業計画確定後、現地の測量や詳細設計を行い、工事に着手します。



※農地中間管理機構関連農地整備事業は、採択までの流れは上記のとおりですが、事業着手前に、農地中間管理機構や市町村に、別途農地の賃貸借に関する手続きが必要となります。詳しくは最寄りの県農林事務所または市町村へお問い合わせください。

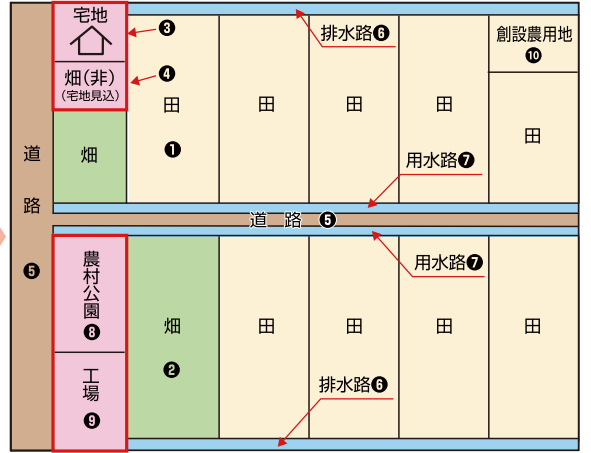
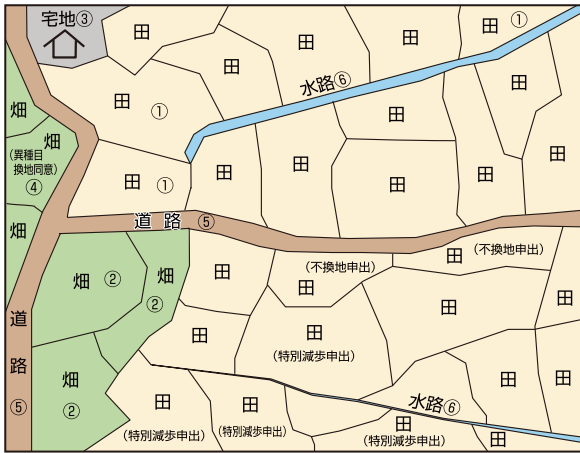




# 換地の手法①

## 従前の土地

## 換地



非農用地区域



堀之内地区(郡山市)

(土地の種別) (従前の用途→換地後の用途)

(換地手法→土地改良法の規定)

農用地	田① → 田① 畑② → 畑②	普通換地 法第53条第1項	非農用地換地
	畑④ → 畑(非)④ (宅地用地)	特別換地 (異種目換地) 法第53条第1項ただし書	
特定用途用地	宅地③ → 宅地③	特定用途用地換地 法第53条第1項第1号	創設農用地換地
	(共同減歩) → 用水路⑦ 田 → 公園⑧ (不換地) → 工場⑨ (特別減歩) → 農用地⑩	創設換地 (共同減歩による創設換地*) 法第53条の3第1項 (不換地等見合いの創設換地) 法第53条の3の2第1項第2号 (不換地等見合いの創設換地) 法第53条の3の2第1項第1号	
国公有道水路	道路⑤ → 道路⑤ 水路⑥ → 排水路⑥	機能交換 法第54条の2第6項、第7項	

\*共同減歩見合いの創設換地により替地される用水路⑦と機能交換により換地される道路⑤及び排水路⑥はいずれも農用地用ではないが、非農用地域内に換地されないため、非農用地換地とはならない。



# 換地の手法②

## 換 地

**従前の土地**

- 農 用 地 等
- 特定用途用地 (例) 墓地・宅地
- 国 公 有 道 水 路 (機能交換にかかる土地)



**普通換地 (農用地等)**

**特別換地**

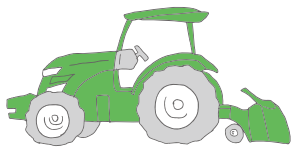
- 異 種 目 換 地 (例) 宅地見込み地
- 本人納得の上での
  - ・不照応換地
  - ・2割以上の増減歩

**特定用途用地換地 (例) 墓地・宅地**

**創設換地**

- 共同減歩見合いの創設換地 (例)
  - ・土地改良施設
  - ・農業経営合理化施設
  - ・生活環境施設
- 不換地・特別減歩見合いの創設換地
- 創設非農用地
- 創設農用地

**機能交換 [従前の国・公有地道水路]**



普通換地	<p>従前の土地に対応する換地を定めるもので(法第53条第1項1号、2号、3号)次の要件がすべて満たされること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●非農用地とすることを予定する土地は非農用地区域内へ、その他の土地は非農用地区域外へ換地を定めること(区域区分の原則)</li> <li>●換地が従前の土地に照応していること(照応の原則)</li> <li>●換地の地積の増減割合が換地交付基準地積に比べ2割にみたくないこと(地積増減2割未満の原則)</li> </ul>
特別換地	<p>上記の要件を満たさないもの(例外扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●異種目換地:農用地を非農用地区域へ換地(区域区分の原則の例外)</li> <li>●換地が従前の土地に照応していないこと(照応の原則の例外)</li> <li>●換地の地積の割合が換地交付基準地積に比べ2割以上であること</li> </ul> <p>※5条7項の権利者の同意が必要(法第53条第1項ただし書)</p>
創設換地	<p>1)共同減歩見合いの創設換地 新たに必要土地改良施設、農業経営合理化施設、生活環境施設等の敷地を共同減歩で(強制的に)創設する(法第53条の3第1項)創設するものによっては条件(制約)がある</p> <p>2)不換地及び特別減歩により生じた地積の範囲内で、新たに、公用・公共用地(県道、河川、学校等)、住宅用地、工業用地等の敷地を創設する。 また、農地保有合理化のため農用地を創設することもできる(法第53条の3の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不換地 従前地の所有者の申し出または同意に基づき、従前地に対する換地を定めないこと(法第53条の2の2)</li> </ul> <p style="text-align: center;">(従前地) → <b>なし</b> (換地配分なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別減歩 従前地の所有者の申し出または同意に基づき、従前地の地積を減じ、減じた地積に見合う換地を定めないこと(法第53の2の2)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例) 従前地 1,000㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別減歩 100㎡</li> <li>残す地積 900㎡</li> </ul> <p>換地交付率 0.80</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0㎡ (換地配分なし)</li> <li>900 * 0.8 = 720㎡ (換地交付基準地積)</li> </ul> </div> <p>※5条7項の権利者の同意が必要</p>
機能交換	<p>工事前の道路、水路等(国・公有地)の機能にかわる道路水路等を定める(法第54条の2第6項、第7項)</p>



## トピックス

### ほ場整備を契機とした高収益作物の導入

福島県の面積は、全国で3番目と広く、地域ごとに特色ある農業が営まれており、ほ場整備を契機として、新たに高収益作物の導入が進んでいます。

例えば…

#### ・アスパラガス

「豊かな古里を継承したい」という想いから、高齢者や女性が活躍できる“集落ぐるみ型集落営農”により共同で栽培・販売しブランド化を目指しています。

#### ・いちご

「産地の復興」を目指し、商品の6次化やレストラン経営も視野にいれた栽培が行われています。

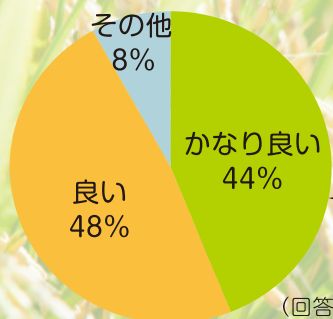


### 「みんなを笑顔に！」ふくしまのお米

「日本一の米をつくりたい」との強い想いから、14年もの年月をかけて、福島県が開発したのが「福、笑い」です。

「福、笑い」は選び抜かれた生産者だけが栽培することができ、今までにない「かおり」「あまみ」「ふくよかさ」を持った特別なお米です。

令和2年産米の先行販売においては、9割を超える消費者から高評価をいただき、令和3年秋に満を持してデビューしました。



先行販売における消費者の食味評価

(回答数1,046)





## 担い手への農地集積・集約化に向けたほ場整備

やま だ

### 山田地区(いわき市) (令和2年～継続中)

山田地区は、狭小な10a区画農地で道・水路も未整備のため、農作業に多大な労力と経費を要している地域であり、農業従事者の高齢化と後継者の確保が課題であったことから、意欲のある担い手に営農してもらうため、早急なほ場整備が求められていました。

このため、農地中間管理事業を活用して、地区内農地の8割を7戸の担い手農家へ集積するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業で農地の区画整理を実施しており、今後は水稻に加えてねぎを中心とした営農を展開していく計画です。



整備前の様子



担い手農家の経営農地(現況)



担い手農家の経営農地(計画)

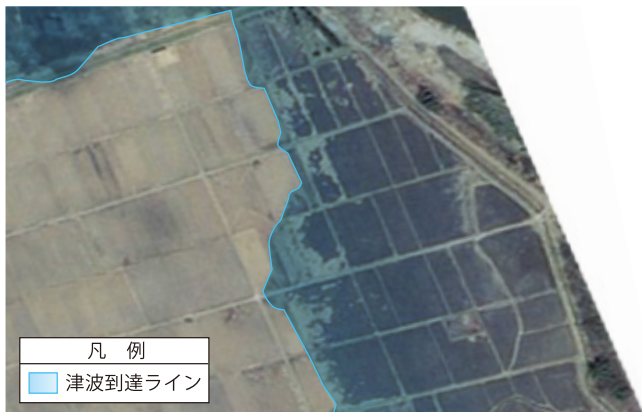
担い手農家			
A	B	C	D
E	F	G	



## 津波被災からの復旧・復興に向けたほ場整備

しもにいだ

下仁井田地区(いわき市) (平成25年～令和2年完了)



津波被災の状況

下仁井田地区では、津波の被害を受けた農地を復旧・復興するため、ほ場整備を行い、農地を大区画化・汎用化するとともに、地区内を南北に縦断する幹線農道(幅員6m)を造成しました。

大型トラック等の運行が容易になったことから、新たな地域の担い手として、ハクサイ等を栽培して自社で加工・出荷する企業が参入することになり、地域のさらなる活性化に貢献しています。



大区画化されたほ場と幹線農道



稲刈りの様子



大型トラックによるハクサイ収穫の様子



# 原子力災害からの復旧・復興に向けたほ場整備

はん さき

飯崎地区(南相馬市)

(平成22年～継続中)



飯崎地区は、福島第一原子力発電所事故により全住民が避難を余儀なくされた南相馬市小高区に位置し、営農の継続自体が危ぶまれた地域です。

しかし、意欲ある農業者等が中心となり、旧避難指示区域内で初めて、農地の大区画化と汎用化を図るほ場整備事業を実施したことにより、現在は水稲や大豆を主体とした営農が再開されています。

当該地域は、平成28年7月に避難指示が解除され、令和2年度末までに約5割の住民が帰還しましたが、農業者が減少した状況にあることから、少ない労働力でも持続的発展型の営農ができるよう、スマート農業等の導入が求められています。



大区画化されたほ場



避難指示解除後 初めての稲刈り



良好に生育した大豆

## 「浜農業の未来を拓く先駆けプロジェクト」【飯崎地区】

避難指示区域に指定された地域内で初めてほ場整備が行れた「飯崎地区」をモデル地区として、ハード・ソフト施策を集中的に投入し、意欲を持って営農できる姿を周辺の被災地域に示すことで、営農再開の加速化に繋げるもの。

### 【具体的な取り組み例】

- 営農計画の策定段階から県が参画し、販路が期待できるタマネギなどの**高収益作物**を試験導入。
- **農業者等が少ない地域でも営農を継続・発展**できるよう、農作業の省力化や維持管理労力軽減のため、**スマート農業**を展開。 など



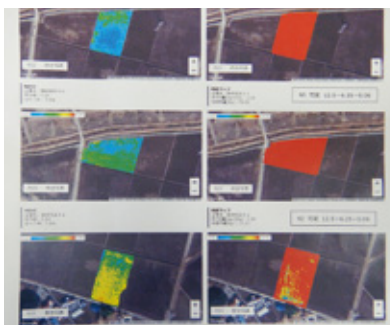
営農計画の話し合い



タマネギの実証ほ場



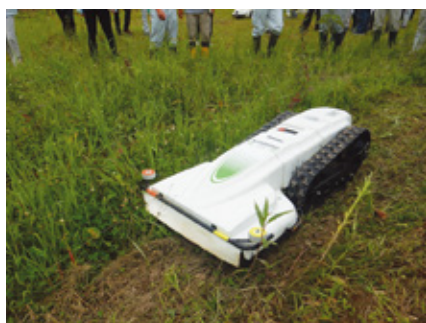
ドローンによる大豆の農薬散布



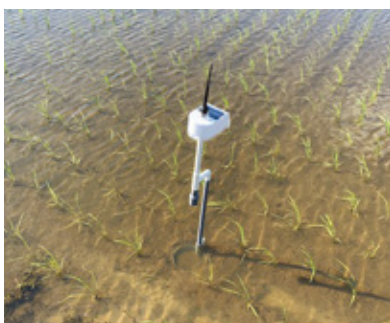
リモートセンシングによる施肥マップ



ロボットトラクター



ラジコン草刈り機



水位センサー



自動水門による水管理

## 農地整備事業関連組織(令和4年度)

本  
庁

農林水産部

農林水産総室

農林総務課  
(予算関係)

TEL(024)521-7393 FAX(024)521-7945

農村整備総室

農村計画課  
(計画関係)

TEL(024)521-7406 FAX(024)521-7545

農村基盤整備課  
(事業全般、換地関係)

TEL(024)521-7410 FAX(024)521-7883

農村振興課

農地管理課

出  
先  
機  
関

県北農林事務所

農村整備部

TEL(024)521-2618 FAX(024)521-2851

県中農林事務所

農村整備部

TEL(024)935-1345 FAX(024)935-1366

県南農林事務所

農村整備部

TEL(0248)23-1578 FAX(0248)23-1590

会津農林事務所

農村整備部

TEL(0242)29-5344 FAX(0242)29-5357

南会津農林事務所

農村整備部

TEL(0241)62-5277 FAX(0241)62-5349

相双農林事務所

農村整備部

TEL(0244)26-1165 FAX(0244)26-1168

いわき農林事務所

農村整備部

TEL(0246)24-6185 FAX(0246)24-6949

## 福島県農林水産部農村基盤整備課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7410

FAX 024-521-7883

<http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail:kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp